

## 災害時における公益社団法人山形県柔道整復師会の協力に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と公益社団法人山形県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、乙が、大規模な災害等の発生時に行う医療救護活動等の協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び山形県地域防災計画（平成19年6月策定）に基づき、山形県内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置した場合等、乙の協力が必要であると認められる時は、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が編成する柔道整復救護班の派遣による医療救護活動
- (2) その他甲が必要と認める活動
- 2 柔道整復救護班の活動は、医療救護所等において、柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）に規定された柔道整復業務の範囲内で実施する。
- 3 柔道整復救護班の派遣に当たり、乙は市町村と派遣場所等の必要な調整を図るものとする。
- 4 第1項に規定する協力において、被災者への施術費は無料とする。

### （衛生材料等の供給及び費用弁償）

第3条 救護活動に必要な衛生材料等は当該柔道整復救護班が携行するもののほか、不足した場合は甲が供給するものとする。

- 2 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用については、その実費を弁償するものとする。

### （協力の要請等）

第4条 甲が、乙に対して第2条第1項各号に定める事項について協力を要請する時は、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後、速やかに当該文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなった時は、速やかに様式第2号により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。
- 4 乙は、協力を終了した時は、速やかに様式第3号により甲に報告するものとする。

### （安全の確保）

第5条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

- 2 甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報

を提供するものとする。

(協力のための準備)

第6条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、相手方に報告しておくものとする。

(経費の負担)

第7条 乙及び乙の会員が協力をを行うために要した経費については、第3条に規定する費用を除き、乙の負担とする。

(扶助金)

第8条 甲は、乙の会員が協力要請によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した時は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規程に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるよう、平素から情報交換を行うものとする。  
2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて、災害時に備えるものとし、また、甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年12月19日

甲 山形市松波2丁目8-1

山形県知事 吉村 美栄子

乙 山形市五日町15番10号

公益社団法人山形県柔道整復師会

会長 齊藤 勝典